

三重県個人情報の保護に関する法律施行条例

三重県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月20日三重県条例第47号
改正 令和6年10月18日三重県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 県の機関(議会を除く。第5条及び第7条において同じ。)及び県が設立した地方独立行政法人(以下「県の機関等」という。)は、法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等を、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第83条第2項及び前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、法第84条及び前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、県の機関が別に定めるところにより、当該保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（三重県情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第7条 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年三重県条例第1号）第3条第1項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

三 前二号の場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県の機関等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（三重県個人情報保護条例の廃止）

2 三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）は、廃止する。

（三重県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の三重県個人情報保護条例（以下「旧三重県個人情報保護条例」という。）第12条又は第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその業務に関して知り得た旧三重県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この項において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前項の規定の施行の際現に旧三重県個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

三 前項の規定の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧三重県個人情報保護条例第14条第1項、第2項若しくは第3項、第30条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第37条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求（議会に対するものを除く。）がされた場合における旧三重県個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。
- 5 旧三重県個人情報保護条例第51条の規定による旧三重県個人情報保護条例の運用状況の公表については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧三重県個人情報保護条例第6条第1項第8号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 一 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - 二 附則第3項第2号又は第3号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧三重県個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 旧三重県個人情報保護条例第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、附則第6項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各項の罰金刑を科する。
- （三重県公文書等管理条例の一部改正）
- 9 三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（<u>三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。<u>以下同じ。</u>）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 （略）</p>

附 則

（施行期日）

三重県個人情報の保護に関する法律施行条例

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。(有期のものに限る。以下この項において同じ。))、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。